

(介護予防) 訪問リハビリテーション重要事項説明書

1. 施設の特徴

(介護予防) 訪問リハビリテーションの目的と運営方針

当サービスは、医師の指示に基づいてご利用様のより自立した日常生活を営むことができるように、(介護予防) 訪問リハビリテーション計画書を作成します。身体面では、関節拘縮の予防・筋力や体力の改善、精神面では知的能力の維持・改善などを目的にサービスを提供します。

利用にあたっては、利用者の意志及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立った介護サービスの提供に努めます。明るく家庭的な雰囲気の中、家庭や地域との結びつきを重視した運営を行い、市区町村、居宅介護支援事業者、他の介護保険施設その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めます。

2. 当事業者の概要

- | | |
|-------------|---|
| ① 施設名 | サテライト型小規模介護老人保健施設
葵の園・岩井海岸 訪問リハビリテーション |
| ② 開設年月日 | 平成 30 年 4 月 1 日 |
| ③ 所在地 | 〒299-2216
千葉県南房総市久枝 1143 |
| ④ 連絡先 | 電話 0470-50-3301 Fax 0470-50-3302 |
| ⑤ 管理者名 | 大寺 慶 |
| ⑥ 介護保険事業所番号 | 1278800527 |

3. 職員体制

	職 種	員 数		備 考
		(常 勤)	(非常勤)	
1	管理者 (医師)	1名	0名	介護老人保健施設と兼務
2	理学療法士	1名以上	0名	介護老人保健施設と兼務
3	作業療法士	1名以上	0名	介護老人保健施設と兼務

※介護予防訪問リハビリテーションサービスを兼務します。

4. 営業日及び営業時間

- | | |
|------------|--------------------------------|
| ① 営業日・営業時間 | 月曜日～金曜日 午前 8 : 30～午後 5 : 30 |
| ② 定休日 | 日曜日・年末年始期間 (12 月 31 日～1 月 3 日) |

5. サービス内容

- ① (介護予防) 訪問リハビリテーション計画の立案
- ② 機能訓練 (リハビリテーション)
- ③ 利用者及び家族への助言・援助
- ④ その他

6. 通常の実施地域

(介護予防) 訪問リハビリテーションにおける通常の事業実施区域は、施設より概ね往復20km以内とする

1. 南房総市
2. 鋸南町
3. 館山市
4. 富津市

※実施地域に関しましては御相談ください。

7. ご利用料金

訪問リハビリテーション

加算項目	自己負担1割	自己負担2割	自己負担3割
訪問リハビリテーション費(20分/回につき)	308円	616円	924円
訪問リハビリマネジメント加算2	213円	426円	639円
訪問リハビリマネジメント加算3	270円	540円	810円
短期集中リハビリテーション実施加算 (1日につき)	200円	400円	600円
サービス提供体制加算I(1回につき)	6円	12円	18円

介護予防訪問リハビリテーション

加算項目	自己負担1割	自己負担2割	自己負担3割
訪問リハビリテーション費(20分/回につき)	298円	596円	894円
短期集中リハビリテーション実施加算 (1日につき)	200円	400円	600円
予防訪問サービス提供体制加算I (1回につき)	6円	12円	18円

※サービス提供の際に使用する、水道・ガス・電気・電話等の費用はご利用者様の負担になります。

8. 支払方法

- ① お支払い方法は窓口での現金支払い、お振込み、口座振替（自動引落）となりますので、訪問リハビリテーション契約時にお支払方法をご確認し口座振替の場合は『預金口座振替依頼書』にご記入をお願いします。
- ② 毎月 13 日ごろに前月ご利用分の請求書を郵送いたします。
- ③ 口座振替以外の場合はその月の 25 日までに施設窓口でお支払いいただくか、指定銀行にお振込みください。口座振替の場合は 20 日が自動振替日となりますので通帳内の預金残高についてのご確認をお願いいたします。
- ④ 窓口支払いの場合は支払い時に領収書を発行いたします。お振込みの場合は入金を確認できました時点で領収書を発行いたします。口座振替の場合は振替確認後領収証を発行し、翌月の請求書内に同封させていただきますのでご確認下さい。
- ⑤ ご利用者（支払い者）が正当な理由もなく利用料を 1 ヶ月以上滞納された場合は契約を解除する場合がございますのでご承知下さい。

9. サービスの利用方法

（１） サービスの利用開始

まずは、お電話でご連絡ください。居宅サービス計画の作成を依頼している場合は、事前に担当の介護支援専門員(ケアマネージャー)にご相談ください。

（２） サービスの終了

ア 利用者の都合でサービスを終了する場合

サービス終了を希望する日の 7 日間前までにお申し出ください。

イ 当事業者の都合でサービスを終了する場合

人員不足等の止むを得ない事情により、サービスの提供を終了させていただく場合がございます。その場合は終了 30 日前までに文書にて通知いたします。

ウ 自動終了

次の場合は、双方の通知がなくても自動的にサービスを終了いたします。

- ① 利用者が施設に入所した場合、あるいは医療機関に入院した場合。
- ② 介護保険給付を受けていた利用者の要介護区分が、非該当と認定された場合。（※この場合、条件を変更して再度契約することができます。）
- ③ 利用者がお亡くなりになった場合。

エ その他

- ① 当事業者が正当な理由なくサービスを提供しない場合、守秘義務に違反し

た場合、利用者や家族等に対して社会通念を逸脱する行為を行った場合、または当事業者が破産した場合は、利用者は文書にて解約を通知することによって即座にサービスを終了することができます。

- ② 利用者や家族等が当事業者のサービス従事者または他の利用者に対し、身体暴力（たたく等）及び精神的暴力（暴言、大声、怒鳴る等）並びにセクシャルハラスメント（必要もなく手や腕などをさわるハラスメント行為を含む）を行い、サービス提供に著しく支障をきたした場合は、当事業者は文書にて通知することによりサービスを終了させていただきます。

10. 緊急時の対応方法

サービス提供中に利用者の容態に変化等があった場合は、状況に応じ、主治医、救急隊、親族、居宅介護支援事業者へ連絡いたします。

11. 非常災害対策

- ア 防災時の対応：事業所防災規定による。
- イ 防災設備：前項 アの規定に沿った設備を設置。
- ウ 防災訓練：年 2 回実施。
- エ 業務継続計画書に伴う訓練と研修：年 2 回以上実施

12. 感染症の予防及びまん延の防止

- (1) 事業所における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
- (2) 従業員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修、訓練を年 2 回実施する。

13. 虐待の防止

- (1) 事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について従業員に周知徹底を図る。
- (2) 従業員に対し、虐待の防止のための研修を年 2 回実施する。

14. 身体拘束

- (1) 事業所はサービスの提供にあたっては、利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体拘束」という）を行わない。

- (2) 事業所はやむを得ず身体拘束を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由をその他必要な事項を記録する。
- (3) 事業所は、身体拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講ずる。
- ① 身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を定期的 to開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
 - ② 従業者に対し、身体拘束等の適正化のための研修を年2回実施する。

15. サービス内容に関する苦情

1. 当事業者ご利用相談・苦情

担 当 : サテライト型小規模介護老人保健施設 葵の園・岩井海岸
事務長・支援相談員

電 話 : 0470-50-3301

時 間 : 午前8:30～午後5:30 (月曜日～土曜日)

2. 市や県の相談・苦情等受付窓口

千葉県国民健康保険団体連合会 介護保険課 相談窓口 電話: 043-254-7428

南房総市役所高齢者福祉課介護保険係 電話: 0470-36-1152

令和 年 月 日

サテライト型小規模介護老人保健施設 葵の園・岩井海岸 (介護予防)訪問リハビリテーションの開始にあたり、利用者に対して契約書及び本書面に基づいて重要事項を説明しました。

<事業者> 所在地 千葉県南房総市久枝 1143
名称 医療法人社団 葵 会
サテライト型小規模介護老人保健施設
葵の園・岩井海岸 訪問リハビリテーション

説 明 者 _____ 印

私は、契約書及び本書面により、事業者から (介護予防)訪問リハビリテーションについての重要事項の説明を受け、その内容に同意いたします。

利 用 者 _____ 印

連 帯 保 証 人 _____ 印